

令和8年6月10日
公正取引委員会

第1 取適法の運用状況

下請代金支払遅延等防止法（下請法）は、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第41号。以下「下請法等改正法」という。）の施行により、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（取適法）と改められた。以下では、下請法等改正法の施行日（令和8年1月1日）より前に処理した下請法違反事件についても、特に断りのない限り、その適用法条の解説部分等において、現行の取適法において対応する条文を用いるなどしている。

1 取適法違反被疑事件の処理状況

(1) 処理状況

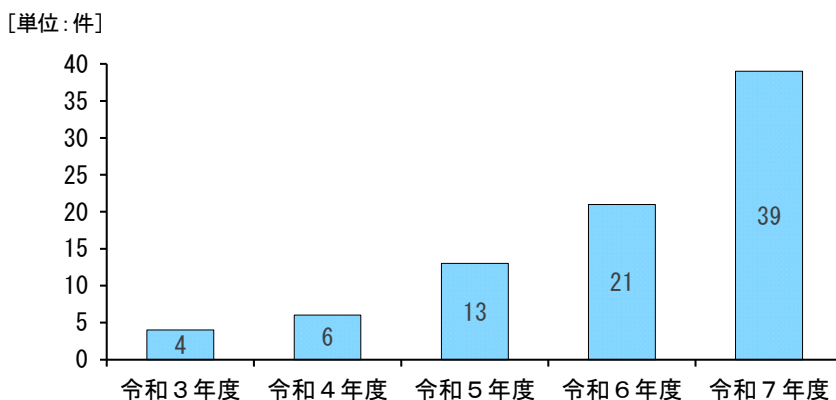
取適法違反被疑事件の処理件数は8,330件であり、このうち、8,300件について、①取適法第10条の規定に基づく勧告又は②違反行為の改善を求める指導の措置を講じている。

ア 勧告（第1図、第2表及び別紙1参照）

令和7年度の勧告件数は39件であり、そのうち、製造委託等^(注1)に係るものが37件、役務委託等^(注2)に係るものが2件であった。

勧告事件の概要は別紙1のとおりであり、勧告の対象となった違反行為類型の内訳については、不当な経済上の利益の提供要請が31件、製造委託等代金^(注3)の減額が6件、返品が6件、不当な給付内容の変更等が1件、買ったきが1件となっている^(注4)。

第1図 勧告件数の推移



問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部
取引適正化検査管理官 電話03-3581-3374（直通）（第1関係）
企業取引課 電話03-3581-3373（直通）（第2関係）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>
（取適法に係る申告 https://www.jftc.go.jp/soudan/shinkoku/toriteki_higijijitsu.html）
（取適法に係る相談 <https://www.jftc.go.jp/soudan/soudan/toriteki.html>）

(注1) 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

(注2) 令和6年度以前においては情報成果物作成委託及び役務提供委託を、令和7年度においては情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託をいう。以下同じ。

(注3) 製造委託等及び役務委託等の代金をいう。以下同じ。

(注4) 1件の勧告事件において複数の違反行為類型について勧告を行っている場合があるため、違反行為類型の内訳の合計数と勧告件数とは一致しない。

具体的な違反行為としては、

- ・ 不当な経済上の利益の提供要請については、中小受託事業者に委託事業者が所有する金型等を無償で保管させる行為、修理の対象となる自動車の引取り又は引渡しに係る運送を無償で行わせていた行為、荷積み・荷卸し・長時間の荷待ち等を無償で行わせていた行為
 - ・ 減額については、製造委託等代金から「リベート」等の名目で一定額を差し引いていた行為
 - ・ 不当な給付内容の変更等については、委託事業者が、部品の製造を発注後に、中小受託事業者が当該部品の製造に必要な原材料等の調達を行っていたにもかかわらず、発注の一部を取り消した行為
 - ・ 買ったときについては、委託事業者が発注する製品の量産が終了し、発注数量が大幅に減少して1個当たりの製造に要する費用が大幅に増加することが明らかであったにもかかわらず、中小受託事業者と十分な協議を行うことなく、一方的に量産時の発注数量を前提とした単価で製造委託等代金を定めた行為
- 等が対象となった。

イ 中小企業庁長官からの措置請求に基づく勧告（第1表参照）

中小企業庁長官は、中小企業庁及び地方経済産業局が調査を行い、取適法第5条に違反する事実があると認めるときに、取適法第9条に基づき、中小企業庁長官が公正取引委員会に対し、取適法の規定に従い適当な措置を採るべきことを求めることができる。

令和7年度において、中小企業庁長官からの措置請求を受けて公正取引委員会が行った勧告件数は、9件であった。

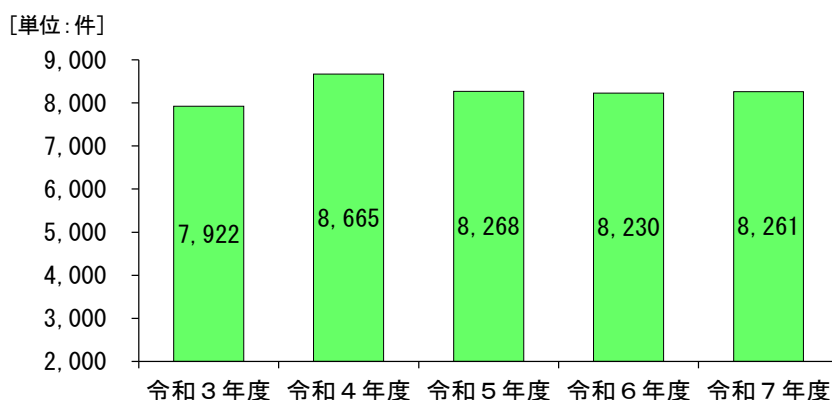
第1表 中小企業庁長官からの措置請求に基づく勧告件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
勧告件数	1件	0件	0件	1件	9件

ウ 指導（第2図、第2表及び別紙2参照）

令和7年度の指導件数は8,261件であり、そのうち製造委託等に係るものが5,337件、役務委託等に係るものが2,924件であった。

第2図 指導件数の推移



第2表 取適法違反被疑事件の処理状況

[単位: 件]

年度	措置			不問	計
	勧告	指導 ^(注)	小計		
令和7年度	39	8,261	8,300	30	8,330
製造委託等	37	5,337	5,374	22	5,396
役務委託等	2	2,924	2,926	8	2,934
令和6年度	21	8,230	8,251	55	8,306
製造委託等	17	5,420	5,437	31	5,468
役務委託等	4	2,810	2,814	24	2,838
令和5年度	13	8,268	8,281	47	8,328
製造委託等	12	5,329	5,341	21	5,362
役務委託等	1	2,939	2,940	26	2,966

(注) 指導件数には違反のおそれのある行為に対する指導件数を含む。

エ 取適法違反行為を自発的に申し出た委託事業者に係る事案 (第3表参照)

公正取引委員会は、委託事業者の自発的な改善措置が中小受託事業者の受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、当委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、中小受託事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置等、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、委託事業者の法令遵守を促す観点から、中小受託事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している(平成20年12月17日公表^(注1))。

令和7年度においては、委託事業者からの違反行為の自発的な申出は53件であった。また、同年度に処理した自発的な申出は49件であった。

令和7年度においては、委託事業者からの違反行為の自発的な申出により、中小受託事業者1,234名に対し、製造委託等代金の減額分の返還等、総額12億1019万円相当の原状回復が行われた^(注2)。

(注1) https://www.jftc.go.jp/toriteki/toriteki_tetsuduki/081217.html

(注2) 後記(5)の金額に含まれている。

第3表 自発的な申出の件数等

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規に受けた自発的な申出の件数	32件	23件	39件	32件	53件
処理した自発的な申出の件数	34件	20件	39件	36件	49件
自発的申出による原状回復の金額	1億4896万円	8億2106万円	7770万円	3億5328万円	12億1019万円
自発的申出により原状回復を受けた中小受託事業者数	433名	91名	2,158名	525名	1,234名

オ 特定の業種・業界における取適法違反被疑行為についての集中調査

公正取引委員会及び中小企業庁は、取適法の執行を通じた取引の適正化の取組を更に効果的なものとするため、特定の業種・業界における取適法違反被疑行為について集中的に調査を行い、取適法に違反する又は違反するおそれのある行為が認められた事業者に対して、迅速に指導等を行う新たな取組を実施した。令和7年度は、①自動車ディーラー及び車体整備事業者間の取引及び②運送事業者間の取引について集中調査を実施した。

自動車ディーラー及び車体整備事業者間の取引における取適法違反被疑事件の集中調査では、令和7年4月以降、自動車ディーラーと車体整備事業者の間の取引において行われている修理委託の製造委託等代金等に係る取適法違反被疑行為について集中的に調査を行った。自動車ディーラーに対して、2件の勧告及び160件の指導を行い、主な違反行為として、書面の不交付・記載不備、支払遅延、買ったたき、不当な経済上の利益の提供要請が多数見受けられた（令和7年12月22日調査結果公表）。

また、運送事業者間の取引における取適法違反被疑事件の集中調査では、令和7年4月以降、運送事業者間の取引において行われている製造委託等代金等に係る取適法違反被疑行為について集中的に調査を行った。運送事業者に対して、2件の勧告及び530件の指導を行い、主な違反行為として、書面の不交付・記載不備、買ったたき、不当な経済上の利益の提供要請が多数見受けられた（令和7年12月23日調査結果公表）。

カ エンフォースメントとアドボカシーの一体的な運用について（第4表及び別紙3参照）

公正取引委員会及び中小企業庁は、エンフォースメントとアドボカシーの一体的な運用を図るため、取適法に基づく勧告を公表する際などに、業界における取引適正化の一層の推進と取適法違反行為の未然防止を徹底するよう業界団体に対して要請を行い、取引慣行の是正を図っている。

令和7年度においては、第4表のとおり、3回の要請を行った。

そのほか、業界に向けた研修・講演会などを実施し、各事業所管省庁と連携

しながら、業界全体を挙げた取適法等に関するコンプライアンスの取組を促している。

第4表 業界団体に対する要請

要請年月日	要請先
令和7年11月13日	一般社団法人日本自動車工業会
令和7年12月8日	一般社団法人日本自動車工業会、一般社団法人日本自動車部品工業会及び一般社団法人日本自動車車体工業会
令和8年2月24日	一般社団法人日本自動車販売協会連合会

キ 金型に関連する勧告事件等（別紙1参照）

公正取引委員会は、平成28年12月、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成15年12月11日公正取引委員会事務総長通達第18号）に型・治具の無償保管要請に関する事例を追加し、どのような行為が違反となるかの判断の参考を示したほか、平成30年12月には、中小企業庁と連名で金型の取引に関する実態調査を実施し、その結果を公表して関係業界に周知するなど、関係省庁との連携を図りながら、金型等の無償保管の問題に取り組んできた。また、金型等に関する取引条件の改善については、中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議（令和2年12月から中堅企業・中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議）等において議論されており、令和元年8月からは「型取引の適正化推進協議会」が開催され、同年12月には報告書が取りまとめられている。

これらも踏まえ、公正取引委員会は、不適切な取引事案については厳正に対処することとしているところ、令和7年度においては、中小受託事業者に貸与等していた金型等について、中小受託事業者に無償で保管させること等により、中小受託事業者の利益を不当に害していたとして、26件の勧告を行った。

(2) 都道府県ごとの措置件数（別紙4参照）

措置件数（勧告又は指導を行った事件の件数をいう。以下同じ。）8,300件のうち、47都道府県別及び地区別の状況は別紙4のとおりである。

地区ごとの措置件数をみると、①関東甲信越地区が最も多く（4,325件、52.1%）、②近畿地区（1,249件、15.0%）、③中部地区（822件、9.9%）がこれに続いている。

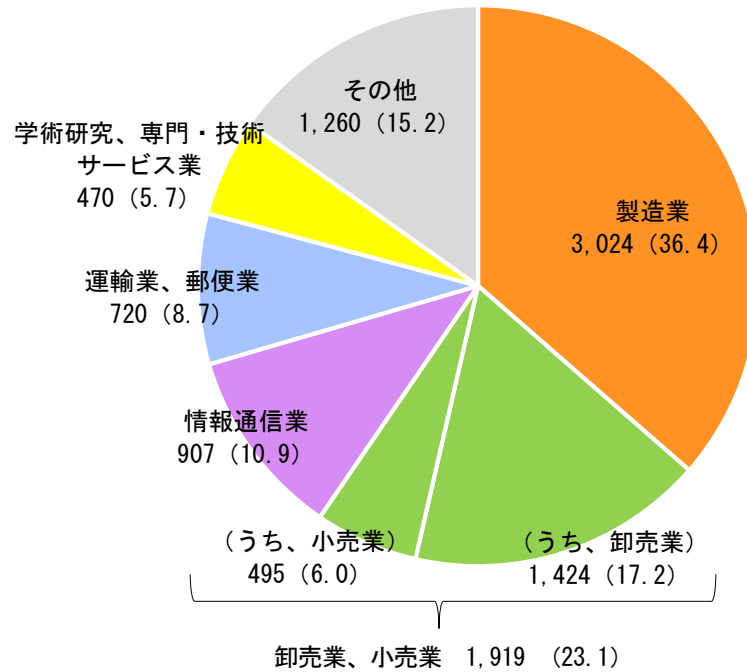
(3) 措置件数の業種別内訳

ア 全体の状況（第3図参照）

措置件数8,300件の業種別の内訳をみると、①製造業が最も多く（3,024件、36.4%）、②卸売業、小売業（1,919件、23.1%）、③情報通信業（907件、10.9%）がこれに続いている。これは、これらの業種に属する事業者が多いこと、及びこれらの業種において中小受託取引が多く行われていることが要因であると考えられる。

第3-1図 措置件数(8,300件)の業種別内訳(日本標準産業分類大分類)

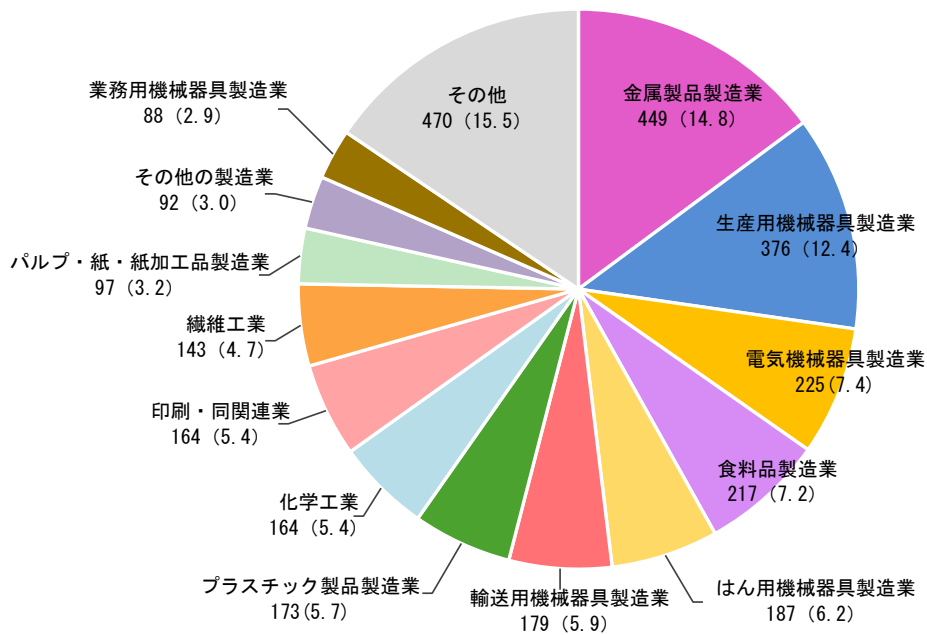
[単位: 件、(%)]



(注) () 内の数値は措置件数全体に占める比率である。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。以下同じ。

第3-2図 製造業に対する措置件数(3,024件)の業種別内訳(日本標準産業分類中分類)

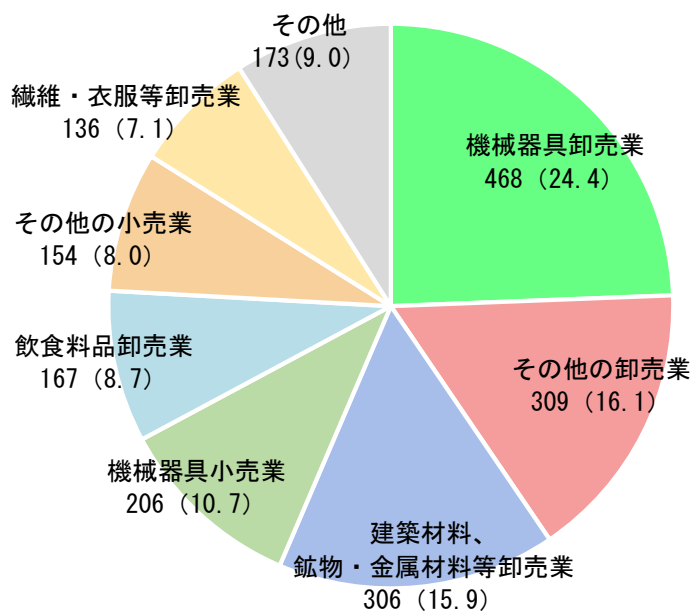
[単位: 件、(%)]



(注) () 内の数値は製造業に対する措置件数に占める比率である。

第3-3図 卸売業、小売業に対する措置件数(1,919件)の業種別内訳(日本標準産業分類中分類)

[単位: 件、(%)]

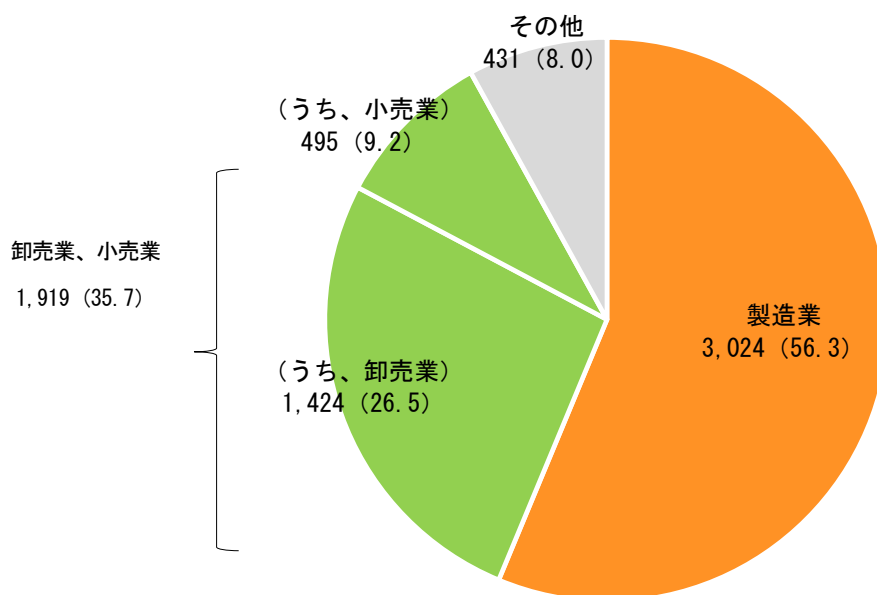


(注) () 内の数値は卸売業、小売業に対する措置件数に占める比率である。

イ 製造委託等に係る措置の状況(第4図参照)

第4図 製造委託等に係る措置件数(5,374件)の業種別内訳(日本標準産業分類大分類)

[単位: 件、(%)]

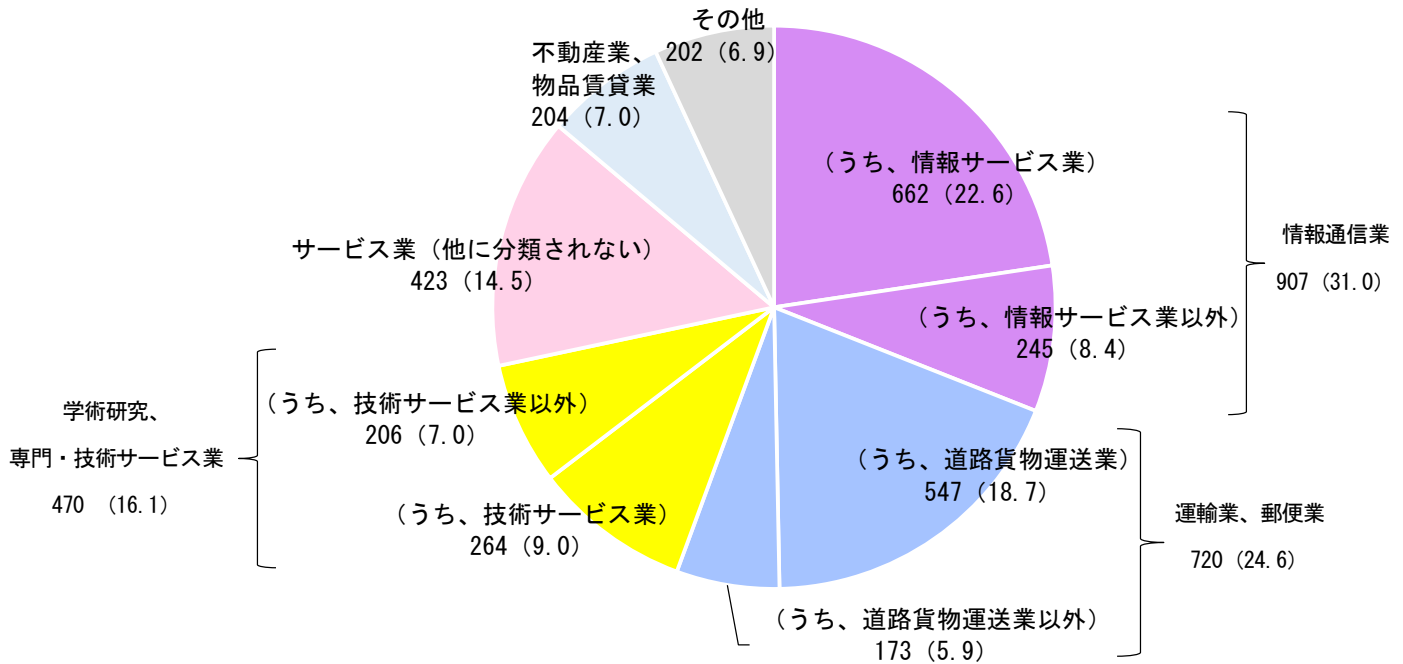


(注) () 内の数値は製造委託等に係る措置件数に占める比率である。

ウ 役務委託等に係る措置の状況（第5図参照）

第5図 役務委託等に係る措置件数（2,926件）の業種別内訳（日本標準産業分類中分類）

[単位：件、(％)]



(注) () 内の数値は役務委託等に係る措置件数に占める比率である。

(4) 取適法違反行為の類型別件数等

ア 全体の状況（第5表及び第6図参照）

- (7) 勧告又は指導が行われた違反行為等を類型別にみると、発注内容等の明示義務等を定めた手続規定に係る違反（取適法第4条、第7条又は第12条違反）が6,887件、委託事業者の禁止行為を定めた実体規定に係る違反（取適法第5条違反）が7,228件となっている。
- (イ) 実体規定違反7,228件の行為類型別内訳をみると、①支払遅延が3,787件（実体規定違反行為の類型別件数の合計の52.4％）と最も多く、次いで②製造委託等代金の減額が1,323件（同18.3％）、③買ったたきが1,006件（同13.9％）となっており、これら3つの行為類型で全体の約8割を占めている。

第5表 取適法違反行為の類型別件数

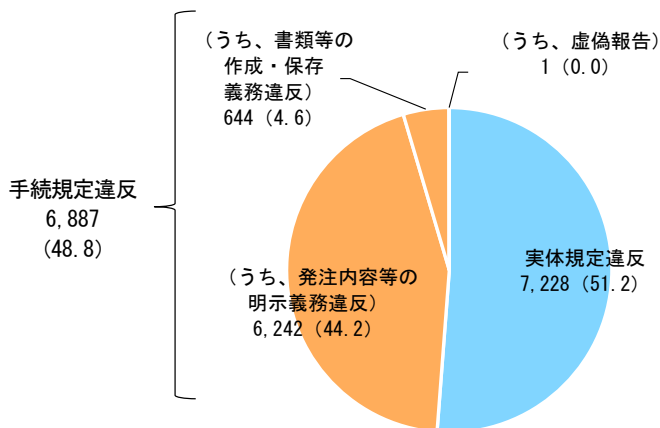
[単位：件、(％)]

	手続規定				実体規定													合計
	明示義務	書類等の作成・保存義務	虚偽報告	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計		
令和7年度	6,242 (90.6)	644 (9.4)	1 (0.0)	6,887 (100)	32 (0.4)	3,787 (52.4)	1,323 (18.3)	52 (0.7)	1,006 (13.9)	23 (0.3)	74 (1.0)	145 (2.0)	454 (6.3)	332 (4.6)	0 (0.0)	7,228 (100)	14,115	
製造委託等	4,209 (91.3)	399 (8.7)	1 (0.0)	4,609 (100)	27 (0.6)	2,283 (48.0)	923 (19.4)	49 (1.0)	630 (13.2)	16 (0.3)	69 (1.4)	135 (2.8)	386 (8.1)	242 (5.1)	0 (0.0)	4,760 (100)	9,369	
役務委託等	2,033 (89.2)	245 (10.8)	0 (0.0)	2,278 (100)	5 (0.2)	1,504 (60.9)	400 (16.2)	3 (0.1)	376 (15.2)	7 (0.3)	5 (0.2)	10 (0.4)	68 (2.8)	90 (3.6)	0 (0.0)	2,468 (100)	4,746	
令和6年度	5,944 (90.3)	633 (9.6)	3 (0.0)	6,580 (100)	42 (0.6)	4,094 (57.0)	1,263 (17.6)	17 (0.2)	852 (11.9)	39 (0.5)	73 (1.0)	309 (4.3)	408 (5.7)	80 (1.1)	0 (0.0)	7,177 (100)	13,757	
製造委託等	4,057 (90.7)	414 (9.3)	2 (0.0)	4,473 (100)	37 (0.8)	2,570 (52.8)	948 (19.5)	16 (0.3)	507 (10.4)	24 (0.5)	71 (1.5)	294 (6.0)	350 (7.2)	53 (1.1)	0 (0.0)	4,870 (100)	9,343	
役務委託等	1,887 (89.6)	219 (10.4)	1 (0.0)	2,107 (100)	5 (0.2)	1,524 (66.1)	315 (13.7)	1 (0.0)	345 (15.0)	15 (0.7)	2 (0.1)	15 (0.7)	58 (2.5)	27 (1.2)	0 (0.0)	2,307 (100)	4,414	
令和5年度	6,151 (91.7)	556 (8.3)	3 (0.0)	6,710 (100)	48 (0.7)	3,995 (59.2)	1,090 (16.1)	21 (0.3)	879 (13.0)	41 (0.6)	61 (0.9)	197 (2.9)	348 (5.2)	73 (1.1)	0 (0.0)	6,753 (100)	13,463	
製造委託等	4,149 (92.5)	335 (7.5)	3 (0.1)	4,487 (100)	43 (1.0)	2,352 (53.5)	827 (18.8)	20 (0.5)	558 (12.7)	20 (0.5)	60 (1.4)	187 (4.3)	292 (6.6)	38 (0.9)	0 (0.0)	4,397 (100)	8,884	
役務委託等	2,002 (90.1)	221 (9.9)	0 (0.0)	2,223 (100)	5 (0.2)	1,643 (69.7)	263 (11.2)	1 (0.0)	321 (13.6)	21 (0.9)	1 (0.0)	10 (0.4)	56 (2.4)	35 (1.5)	0 (0.0)	2,356 (100)	4,579	

- (注1) 1つの事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数(「勧告」及び「指導」の合計件数)とは一致しない。
- (注2) ()内の数値は各手続規定違反類型又は各実体規定違反類型のそれぞれの小計の件数に占める比率である。
- (注3) 下請法等改正法の施行により、取適法適用対象取引においては手形による代金支払が禁止されたことに伴い、割引困難手形の禁止に係る規定は削除された。

第6-1図
類型別件数合計 (14,115 件)

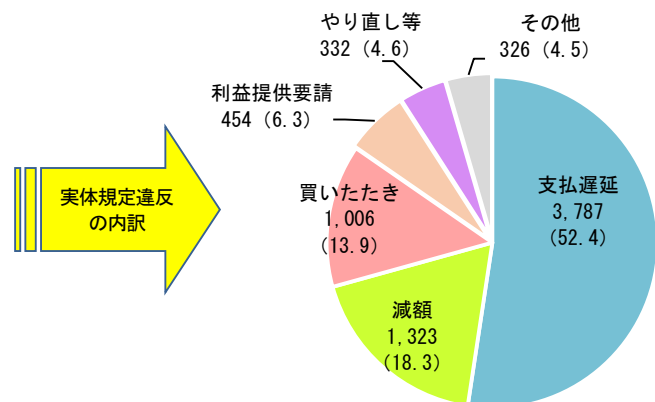
[単位：件、(％)]



(注) ()内の数値は類型別件数の合計に占める比率である。

第6-2図
実体規定違反件数 (7,228 件) の内訳

[単位：件、(％)]

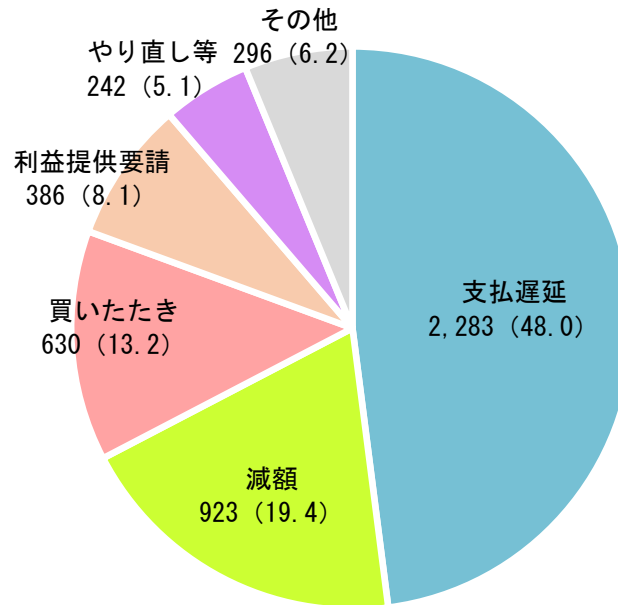


(注) ()内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。

イ 製造委託等の状況（第7図参照）

第7図 製造委託等に係る実体規定違反件数（4,760件）の内訳

[単位：件、(％)]

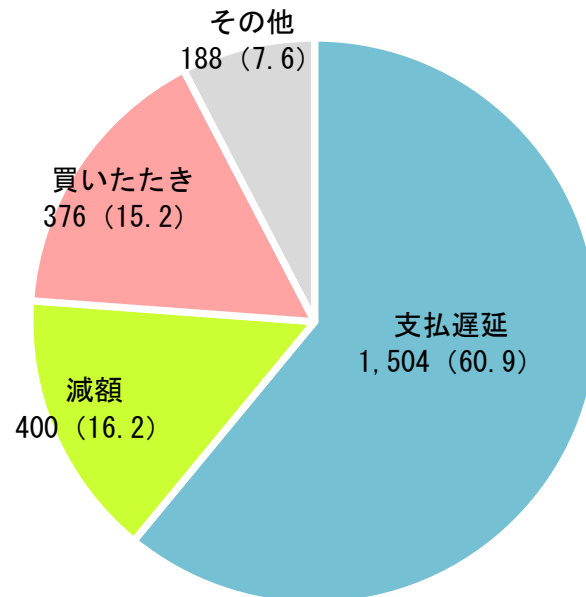


(注) () 内の数値は製造委託等に係る実体規定違反件数の合計に占める比率である。

ウ 役務委託等の状況（第8図参照）

第8図 役務委託等に係る実体規定違反件数（2,468件）の内訳

[単位：件、(％)]

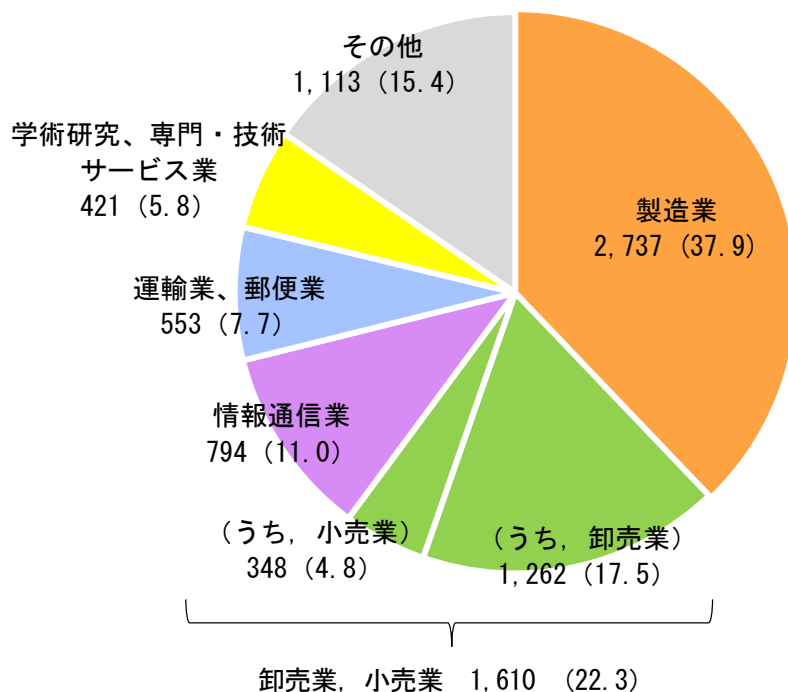


(注) () 内の数値は役務委託等に係る実体規定違反件数の合計に占める比率である。

エ 実体規定違反件数の業種別内訳（第9図参照）

第9-1図 実体規定違反件数（7,228件）の業種別内訳（日本標準産業分類大分類）

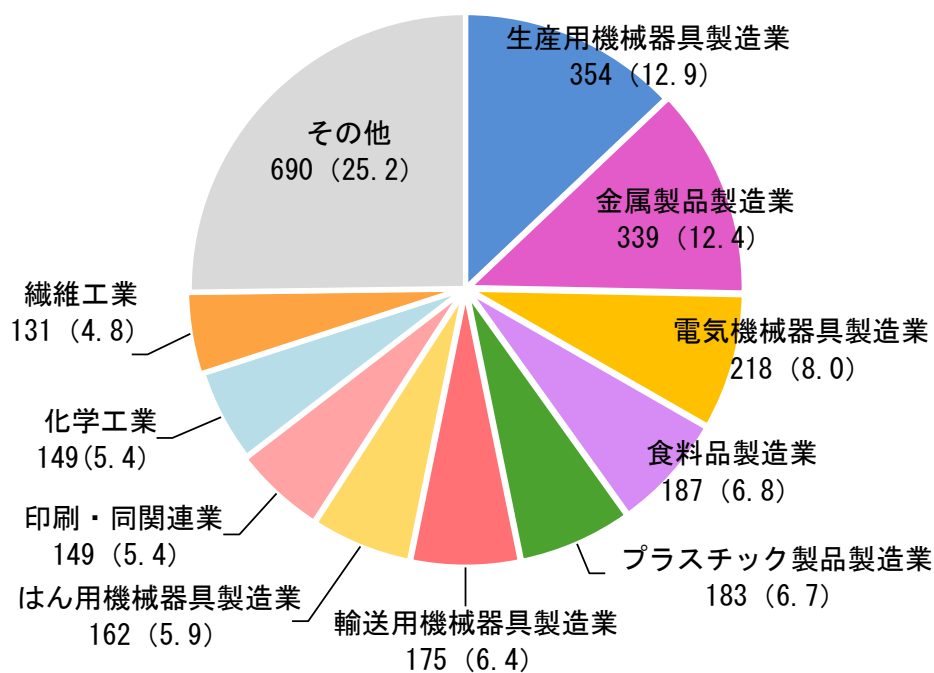
[単位：件、（%）]



（注）（ ）内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。

第9-2図 製造業に係る実体規定違反件数（2,737件）の内訳（日本標準産業分類中分類）

[単位：件、（%）]



（注）（ ）内の数値は製造業に係る実体規定違反件数の合計に占める比率である。

(5) 中小受託事業者が被った不利益の原状回復の状況（第6表、第10図及び第11図参照）

令和7年度においては、中小受託事業者が被った不利益について、委託事業者177名から、中小受託事業者5,165名に対し、製造委託等代金の減額分の返還等、総額25億5698万円相当の原状回復が行われた。

第6表 中小受託事業者が被った不利益の原状回復の状況

違反行為類型	年度	返還等を行った委託事業者数(注1)	返還等を受けた中小受託事業者数(注1)	原状回復の金額(注2)
受領拒否	令和7年度	2名	15名	4071万円
	令和6年度	1名	1名	144万円
	令和5年度	(注3)-	-	-
製造委託等代金の支払遅延	令和7年度	53名	2,042名	1億4605万円
	令和6年度	65名	1,411名	5678万円
	令和5年度	87名	1,800名	2億4795万円
製造委託等代金の減額	令和7年度	37名	1,459名	2億4293万円
	令和6年度	52名	1,117名	10億164万円
	令和5年度	57名	3,747名	33億2274万円
返品	令和7年度	10名	88名	6415万円
	令和6年度	6名	119名	6048万円
	令和5年度	10名	330名	6968万円
買ったたき	令和7年度	5名	79名	7億5354万円
	令和6年度	1名	1名	2840万円
	令和5年度	-	-	-
購入・利用強制	令和7年度	3名	32名	1798万円
	令和6年度	-	-	-
	令和5年度	2名	40名	844万円
有償支給原材料等の対価の早期決済	令和7年度	2名	5名	22万円
	令和6年度	2名	10名	3万円
	令和5年度	2名	2名	1万円
不当な経済上の利益の提供要請	令和7年度	60名	1,388名	12億8026万円
	令和6年度	17名	327名	1億8959万円
	令和5年度	14名	201名	4770万円
不当な給付内容の変更・やり直し	令和7年度	5名	57名	1110万円
	令和6年度	5名	40名	1438万円
	令和5年度	2名	2名	3136万円
合計	令和7年度	177名	5,165名	25億5698万円
	令和6年度	149名	3,026名	13億5279万円
	令和5年度	174名	6,122名	37億2789万円

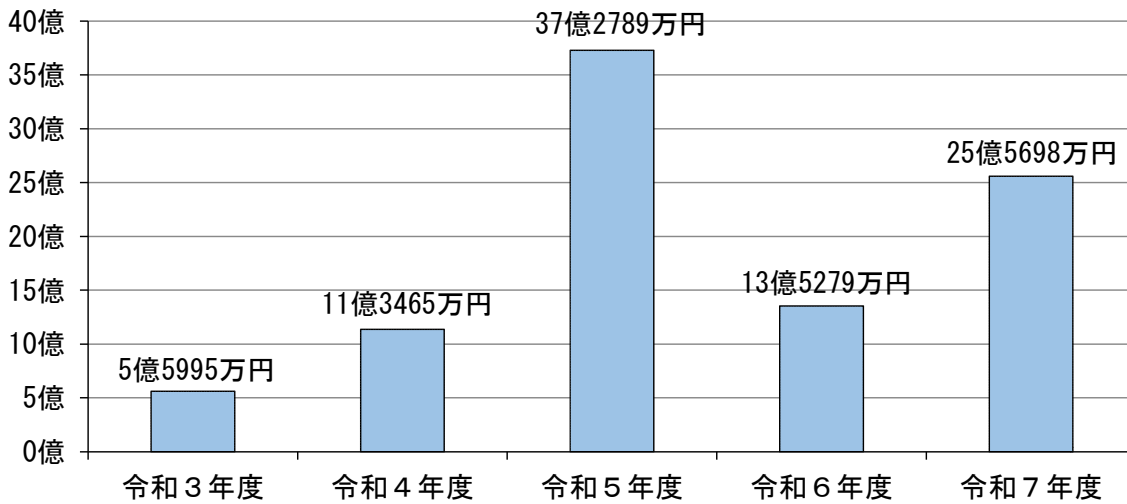
(注1) 委託事業者数及び中小受託事業者数は延べ数である。

(注2) 違反行為類型ごとの原状回復額は1万円未満を切り捨てているため、各金額の合計額と総額とは一致しない場合がある。

(注3) 該当がない場合を「-」で示した。

第10図 原状回復額の推移

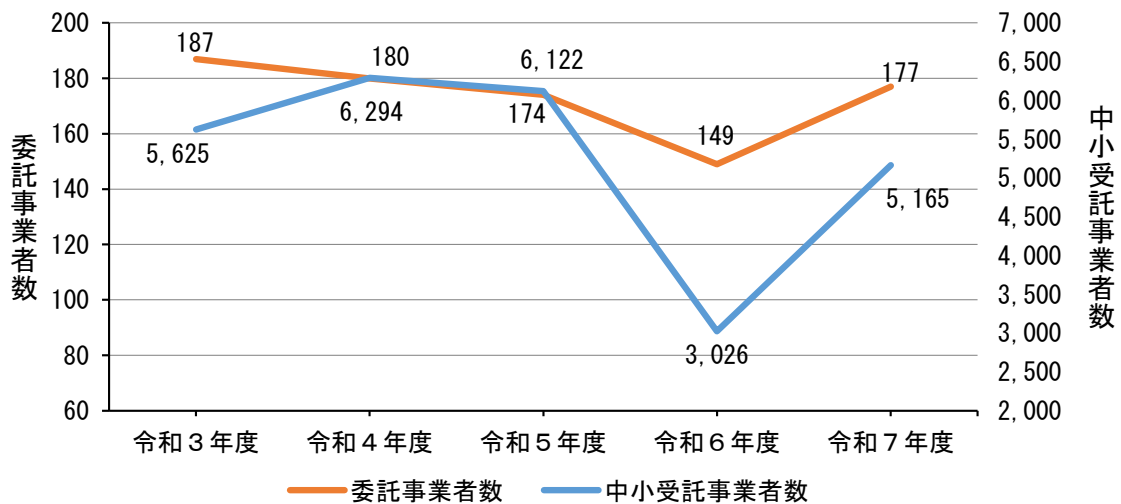
[単位：円]



第11図 原状回復を行った委託事業者数・原状回復を受けた中小受託事業者数の推移

[単位：名]

[単位：名]



2 定期調査の実施状況等

中小受託取引においては、委託事業者の取適法違反行為により中小受託事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、中小受託事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にある。

このため、公正取引委員会では、委託事業者及び当該委託事業者と取引のある中小受託事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、中小受託事業者が委託事業者の取適法違反被疑事実を情報提供しやすい環境の整備に取り組むことにより、違反行為の発見のために積極的な情報収集に努めている。

(1) 定期調査の実施（第7表参照）

令和7年度においては、資本金の額又は出資の総額が1000万円超の委託事業者65,000名及び当該委託事業者と取引のある中小受託事業者300,000名を対象に定期調査を実施した。

第7表 定期調査の実施状況

[単位：名]

	委託事業者調査	中小受託事業者調査	合計
令和7年度	65,000	300,000	365,000
製造委託等	39,851	188,831	228,682
役務委託等	25,149	111,169	136,318
令和6年度	90,000	330,000	420,000
製造委託等	53,144	214,316	267,460
役務委託等	36,856	115,684	152,540
令和5年度	80,000	330,000	410,000
製造委託等	46,900	199,138	246,038
役務委託等	33,100	130,862	163,962

なお、中小受託事業者を対象とした定期調査においては、

- ① 情報源が委託事業者に決して知られることのないよう秘密を厳守していること
- ② 定期調査等を情報源として多くの取適法違反行為の是正措置を採っていること
- ③ 中小受託事業者が被った不利益の原状回復の状況を案内することにより、中小受託事業者が委託事業者の取適法違反被疑事実を回答しやすい環境の整備に努めている。

(2) 申告の受付

中小受託事業者等からの取適法違反被疑事実の報告（以下「申告」という。）が行われた場合、公正取引委員会は、申告した中小受託事業者が委託事業者に特定されることがないように、申告に係る情報を厳重に管理するとともに、その旨を広く周知するなど、中小受託事業者が委託事業者の取適法違反被疑事実を申告しやすい環境の整備に努めつつ、情報提供を促している（令和4年1月26日に設置した「違反行為情報提供フォーム」に関しては、後記第2の3(2)を参照）。

また、当委員会が調査に着手する前に、委託事業者が違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案について、当委員会は、委託事業者の法令遵守を促す観点から、中小受託事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（詳細については、前記1(1)エを参照）。

(3) 新規着手状況（第8表参照）

新規に着手した取適法違反被疑事件は 8,326 件である。事件の端緒別内訳をみると、公正取引委員会が委託事業者及び中小受託事業者を対象に行った定期調査によるものが 8,156 件、申告によるものが 161 件、中小企業庁長官からの措置請求が 9 件である。

第8表 取適法の新規着手状況

[単位：件]

年度	定期調査	申告	中小企業庁長官からの措置請求	計
令和7年度	8,156	161	9	8,326
製造委託等	5,264	125	9	5,398
役務委託等	2,892	36	0	2,928
令和6年度	8,152	119	1	8,272
製造委託等	5,369	85	1	5,455
役務委託等	2,783	34	0	2,817
令和5年度	8,120	112	0	8,232
製造委託等	5,244	62	0	5,306
役務委託等	2,876	50	0	2,926

第2 中小事業者等の取引適正化に向けた取組

公正取引委員会は、令和3年12月27日、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」が取りまとめられたことを踏まえ、適正な価格転嫁の実現に向けて、従来にない取組を進めてきた。令和7年度における具体的な取組内容及び今後の取組は以下のとおり。

＜特設ウェブサイト＞

取引適正化に向けた公正取引委員会の取組

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index.html

1 独占禁止法上の告示の策定等

(1) 独占禁止法上の告示の策定等

公正取引委員会は、適切な価格転嫁を我が国の新たな商慣習としてサプライチェーン全体で定着させていくための取引環境を整備する観点から、優越的地位の濫用規制の在り方について、下請法を中心に検討することを目的として、令和6年7月以降、関係有識者からなる「企業取引研究会」を中小企業庁と共同で開催し議論を重ねてきた。本研究会での議論を踏まえ、令和7年3月に「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」が国会に提出され、同年5月に成立し、令和8年1月に取適法が施行された。

その後、取適法の対象となる取引に限らず、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備や支払条件の適正化、物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応など「企業取引研究会報告書」において示された課題に対応し、取引環境を整備する観点から、優越的地位の濫用規制の在り方を中心に検討することを目的として「企業取引研究会」を令和7年7月より再度開催した。令和7年度において、企業取引研究会は4回開催された。

企業取引研究会の議論を踏まえ、前記の各課題を解決するため、公正取引委員会は「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」改正案、「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法」案、「『製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法』運用基準」案及び「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」改定案を作成し、パブリックコメントに付した。これらは令和8年6月に最終版を公表予定であり、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合等の特定の不公正な取引方法」及び「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法」については令和9年4月1日に施行予定である。

(2) 知財取引指針の策定等

公正取引委員会は、知的財産・ノウハウの取引適正化に関する専門的な議論を行うため、令和7年8月から、企業取引研究会の下で、知的財産取引適正化ワーキンググループを中小企業庁、特許庁と共同で開催しており、令和7年度に

において4回開催した。また、同ワーキンググループは、指針の策定の方向性等に関する議論の内容について、「知的財産取引適正化ワーキンググループ報告書」として取りまとめ、令和8年3月11日に公表した。

公正取引委員会は、知的財産取引適正化ワーキンググループでの議論及び当委員会が実施した知的財産権・ノウハウ・データを対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査の結果を踏まえて、中小企業庁、特許庁との連名で「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針（知財取引指針）」案を作成し、「契約書ひな形」案とともに、パブリックコメントに付した。これらを踏まえた同指針及び契約書ひな形は令和8年6月に公表予定である。

2 独占禁止法の執行強化

(1) 令和7年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の実施

公正取引委員会は、令和5年11月29日に内閣官房と公正取引委員会の連名で策定・公表した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下「労務費転嫁指針」という。）に基づく発注者・受注者の行動をフォローアップすることにより、労務費の転嫁円滑化の進捗状況を把握するとともに、公正取引委員会のウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー（独占禁止法）」のQ&Aに該当する行為が疑われる事案等を把握するため、12万名を超える事業者に対して「令和7年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」を実施し、令和7年12月15日に結果を取りまとめ、公表した^(注1)。

具体的には、令和7年6月に受注者・発注者の双方の立場での回答を求める書面調査（11万名）を実施した。加えて、令和6年度特別調査において注意喚起文書を送付した事業者に対して、フォローアップ書面調査を実施した。また、これらの書面調査を踏まえて立入調査を462件実施したほか、独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた事業者4,334名及び労務費転嫁指針において求めている発注者としての行動指針に沿った行動を採らなかった事業者9,747名に対し、注意喚起文書を送付した。

さらに、令和7年5月から、令和6年度特別調査において事業者名公表の対象となった3名について、フォローアップ調査を実施し、全体としては価格転嫁円滑化を相当程度進めており、相当数の受注者との間では協議を経ずに取引価格を据え置いている状況は解消していると認められた一方で、価格転嫁が進んでいないとの指摘も寄せられており、経営トップから価格協議の担当部門までの事業者全体としての価格転嫁円滑化の取組方針の徹底等が求められる結果となった。

また、令和5年11月8日に公表した「価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえた事業者名の公表に係る方針について」に基づき、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された場合は、独占禁止法第43条の規定に基づきその事業者名を公表する方針の下、書面調査の結果を踏まえて個別調査を実施したところ、事業者名を公表すべき事業者は認められなかった

^(注2)。

(注1) 令和6年度にも同様に「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」(以下「令和6年度特別調査」という。)を実施・公表している。

(注2) 今後も、個別調査を実施する方針自体には変更はない。

(2) 荷主と物流事業者との取引に関する調査の実施

公正取引委員会は、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、独占禁止法に基づき「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」を指定し、荷主と物流事業者との取引の公正化に向けた調査を継続的に行っており、令和6年度においても、荷主と物流事業者との取引に関する調査を実施し、その結果を取りまとめて、令和7年6月24日に公表した。

同調査においては、荷主3万名、物流事業者4万名を対象とした調査をそれぞれ実施し、さらに、コスト上昇分の協議を経ない取引価格の据置き等が疑われる事案について、荷主100名に対する立入調査を実施した。また、当委員会は、独占禁止法上の問題につながるおそれのあった荷主646名に対し、注意喚起文書を送付した。

令和7年度においても同様に、令和7年10月に荷主3万名を対象に、令和8年2月に物流事業者4万名を対象に、それぞれ調査を実施しており、今後、同年6月を目途に調査結果を取りまとめ、公表する。

3 独占禁止法及び取適法の考え方等の周知徹底

(1) 取適法の周知広報及び事業者の声

公正取引委員会は、取適法の周知のため、全国47都道府県における事業者向け主催説明会の開催(63回)、関係省庁と連携した業種別説明会の開催(13回)、中小事業者団体等と連携したプッシュ型の広報・広聴企画の開催(「出張!トリテキ会議」。詳細は後記(2)参照)、昔話の桃太郎をモチーフにした分かりやすい動画やテキストを含む各種媒体での解説などの取組を実施した。また、全国のよろず支援拠点等における個別相談会等も実施した。

この点、事業者からは、取適法の施行の効果として「資金繰りが改善した」、「価格交渉が進んだ」等の声が寄せられている(詳細は別紙5参照)。

(2) 不当なしわ寄せ防止に向けた普及啓発活動等の拡充・強化

公正取引委員会は、相談窓口において、取適法及び優越的地位の濫用に係る相談を受け付けている。令和7年度においては、取適法に関する相談が34,810件、優越的地位の濫用に関する相談が4,043件の合計38,853件の相談に対応した。また、令和3年9月8日、「不当なしわ寄せに関する取適法相談窓口」を設置し、フリーダイヤル経由で電話相談に対応している。

当委員会及び中小企業庁は、中小事業者等が匿名で情報提供できる「違反行為情報提供フォーム」を設置し、買ったたきなどの違反行為が疑われる委託事業者に関する情報を受け付けている。

また、当委員会は、事業者が匿名で情報提供できる「労務費の転嫁に関する情報提供フォーム」を設置し、労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する情報を広く受け付けている。

不当なしわ寄せに関する取適法相談窓口

(不当な受託取引) - ゼロゼロ-110番
電話番号 0120-060-110

※固定電話のほか、携帯電話からも御利用いただけます。

※公正取引委員会の本局又は地方事務所等の相談窓口につながります。

【受付時間】 10:00～17:00
(土日祝日・年末年始を除く。)

「違反行為情報提供フォーム」

(買ったときなどの違反行為が疑われる委託事業者に関する情報提供フォーム)

<https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/kaitataki.html>

「労務費の転嫁に関する情報提供フォーム」

<https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/romuhitenka.html>

また、当委員会は、「取引改善のススメ」をテーマとして、中小事業者における労務費転嫁指針の活用等を推進すべく、「出張！トリテキ会議」（取引適正化推進会議）と称する中小事業者団体向けの広報・広聴企画を全国各地で開催している。令和7年度においては、107回の会議を開催した。

さらに、当委員会は、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークを運営しており、独占禁止法、取適法等に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口（約2,200か所）を活用し、相談を受け付けている。令和7年度においては、相談窓口を利用する中小事業者の独占禁止法、取適法等に対する理解を助けるため、中小事業者向けリーフレット（「1分で分かる！独禁法」等）を全国の商工会議所及び商工会へ配布した。

(3) サプライチェーン全体での支払の適正化に関する事業者団体等への要請について

令和8年1月1日以降に発注される取適法対象取引については、手形払が一律に禁止され、また、支払期日を超える満期を設定した一括決済方式又は電子記録債権を使用した支払も原則として取適法が禁止する支払遅延に該当することとなったところ、公正取引委員会及び中小企業庁は、取適法対象外の取引を含むサプライチェーン全体での支払手段の適正化及び支払手段の改善に取

り組む事業者の資金繰りへの配慮について、それぞれ関係する事業者団体や省庁等に要請した。

(4) 取引適正化協力委員への意見聴取

公正取引委員会は、取適法等の効果的な運用に資するため、各地域の取引等の実情に詳しい中小事業者等取引適正化協力委員を委嘱している。令和7年度においては、取適法施行に向けた準備状況、買いたたき規制、物流事業者との取引や知的財産取引に関する実態等について意見聴取を行った（寄せられた主な意見は別紙5参照）。

(5) 労務費転嫁指針の改正と周知徹底

労務費転嫁指針について、策定後に公正取引委員会で実施した調査結果等を踏まえて「労務費の適切な転嫁に向けた取組事例」等を追加した。また、下請法等改正法の施行を踏まえて、発注者として採るべき行動／求められる行動のうち「発注者側からの定期的な協議」に関する留意点として、受注者から協議の要請があった場合に、当該協議に応じず一方的に取引価格を据え置くことは、取適法上の協議に応じない一方的な代金決定として問題となるおそれがあること等を追記し、令和7年12月26日に公表、令和8年1月1日付けで改正した。

公正取引委員会は、改正した労務費転嫁指針について全国47都道府県で開催された「地方版政労使会議」における説明や資料配布を通じ労務費転嫁指針の周知を実施した。

令和7年度における勧告事件

一連 番号	件名	概要	違反法条（注）	勧告 年月日
1	(株)コロナ に対する 件	(株)コロナは、自社が販売する又は製造を請け負う暖房機器、空調・家電機器及び住宅設備機器若しくはその部品等（以下「本件製品等」という。）の製造を下請事業者に委託しているところ、遅くとも令和5年3月1日以降、(株)コロナが下請事業者に貸与している金型及び治具（以下「金型等」という。）を用いて製造する本件製品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者33名に対し、合計1,818個の金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。	下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	7.4.17
2	佐藤商事 （株）に対する 件	佐藤商事（株）は、自社が販売する金属製品等の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者から商品を受領した後、当該商品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、令和5年2月から令和6年4月までの間、当該商品を引き取らせていた。 下請事業者19名に対し返品した商品の下請代金相当額は、総額1434万5140円である。	下請法第4条第1項第4号（返品の禁止）	7.4.21
3	カヤバ（株） に対する 件	カヤバ（株）は、自社が販売する又は製造を請け負う油圧緩衝器、油圧機器等の部品若しくは附属品（以下「部品等」という。）の製造を下請事業者に委託しているところ、遅くとも令和5年4月1日以降、カヤバ（株）が管理する型及び治具（下請事業者が更新したものを含む。以下「型等」という。）を用いて製造する部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者167名に対し、5,756品番に相当する型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。	下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	7.4.24
4	(株)スズキ 自販大分 に対する 件	(株)スズキ自販大分は、顧客から請け負う自動車の板金塗装等の修理業務を下請事業者に委託しているところ、遅くとも令和4年5月から令和6年8月まで、自社が請け負う自動車の修理の顧客に代車として貸し出すために、下請事業者に対し、合計25台の自動車を自己のために無償で提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。 下請事業者8名に対し無償で自動車を提供させたことによる費用相当額は、総額853万6123円である。	下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	7.4.24
5	井関農機 （株）に対する 件	井関農機（株）は、自社が販売する又は製造を請け負う農業機械を構成する部品若しくは当該部品の製造に用いる金型の製造を下請事業者に委託しているところ、遅くとも令和5年5月1日から令和7年1月31日までの間、井関農機（株）又は製造子会社等が型及び治具を用いて製造される部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者102社に対し、合計19,461個の型及び治具を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。	下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	7.5.9

一連 番号	件名	概要	違反法条（注）	勧告 年月日
6	日精樹脂工業㈱に対する件	<p>日精樹脂工業㈱は、自社が販売し又は製造を請け負う射出成形機の部品の製造を下請事業者に委託しているところ、</p> <p>(1) 下請事業者に貸与していた木型又は金型（以下「木型等」という。）について、遅くとも令和6年2月2日以降、長期間使用されていないことを認識したにもかかわらず、下請事業者13名に対し、合計260型の木型等を、引き続き、自己のために無償で保管させていた。</p> <p>(2) 下請事業者が部品の製造に必要な原材料等の調達を行っていたにもかかわらず、発注の一部を取り消すことにより、下請事業者は部品の製造に必要な原材料等の費用として、少なくとも1267万4750円を負担することとなった。</p>	<p>下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）</p> <p>下請法第4条第2項第4号（不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止）</p>	7.5.13
7	SMK㈱に対する件	<p>SMK㈱は、自社が販売し又は製造を請け負う電気通信機器、電子機器等に用いる部品の製造を下請事業者に委託しているところ、遅くとも令和6年1月1日以降、SMK㈱が下請事業者に貸与している自社又は自社の顧客が所有する金型又は金型を構成する部品（以下「金型等」という。）を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者65名に対し、合計823個の金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p>	<p>下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）</p>	7.7.15
8	いづみ工業㈱に対する件	<p>いづみ工業㈱は、自社が製造を請け負う自動車用部品の製造を下請事業者に委託しているところ、遅くとも令和5年10月1日から令和7年4月30日までの間、いづみ工業㈱が下請事業者に貸与している金型及び治具（以下「金型等」という。）を用いて製造する自動車用部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、下請事業者9名に対し、合計1,570個の金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p>	<p>下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）</p>	7.7.16
9	不二サッシ㈱に対する件	<p>不二サッシ㈱は、自社が販売し又は製造を請け負うアルミサッシ等の製品を構成する部品（以下「部品」という。）の製造を下請事業者に委託しているところ、</p> <p>(1)ア 下請事業者に対し、下請事業者から部品を受領した後、当該部品に係る受入検査を行っていないにもかかわらず、当該部品に瑕疵があることを理由として、令和5年12月1日以降、当該部品を引き取らせていた。</p> <p>イ 一部の下請事業者に対し、前記アの部品を引き取らせるに当たり、返品に係る送料を負担させていた。</p> <p>ウ 下請事業者7名に対し、前記アの行為を行うに当たり、瑕疵がある部品と合わせて納入された同仕様の部品について、令和5年12月1日以降、少なくとも合計16回にわたって、自己のために無償で瑕疵がない部品と瑕疵がある部品に仕分けさせていた。</p> <p>エ 下請事業者20名に対し返品した部品の下請代金相当額及び送料の額は、総額421万6930円である。</p> <p>(2) 遅くとも令和5年12月1日以降、不二サッシ㈱が下請事業者に貸与している金型、木型及び治具（以下「金型等」という。）を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者46名に対し、合計7,789型の金型等を自己</p>	<p>下請法第4条第1項第4号（返品の禁止）</p> <p>下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）</p>	7.7.24

一連 番号	件名	概要	違反法条（注）	勧告 年月日
		のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。		
10	美里工業 （株）に対する 件	<p>美里工業（株）は、自社が販売し若しくは製造を請け負う自動車用ミラー等の製品又はその部品（以下「製品等」という。）の製造を下請事業者に委託しているところ、</p> <p>(1) 下請事業者から製品等を受領した後、当該製品等に係る受入検査を行っていないにもかかわらず、当該製品等に瑕疵があることを理由として、令和5年9月1日から令和7年3月31日までの間、下請事業者に対し、当該製品等を引き取らせていた。</p> <p>下請事業者10名に対し返品した製品等の下請代金相当額は、総額261万3656円である。</p> <p>(2) 遅くとも令和5年9月1日以降、美里工業（株）が下請事業者に貸与している金型及び治工具（以下「金型等」という。）を用いて製造する製品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者14名に対し、合計2,029個の金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p>	<p>下請法第4条第1項第4号（返品の禁止）</p> <p>下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）</p>	7.7.29
11	岩機ダイ カスト工 業（株）に 対する 件	<p>岩機ダイカスト工業（株）は、自社が製造を請け負うアルミダイカスト製品等（以下「製品」という。）の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者から製品を受領した後、品質検査をロット単位の抜取りの方法により行っていたが、あらかじめ当該製品に瑕疵があった場合の引取りの条件について下請事業者と合意していないにもかかわらず、受領した合格ロット中の製品に、直ちに発見することができる瑕疵があったことを理由として、令和5年4月から令和7年1月までの間、下請事業者に対し、当該製品を引き取らせていた。</p> <p>また、岩機ダイカスト工業（株）は、下請事業者に対し、当該製品を引き取らせるに当たり、当該製品の受領から下請事業者による引取りまでの間に要した当該製品に係る加工費等の費用を負担させていた。</p> <p>下請事業者16名に対し返品した製品の請代金相当額及び加工費等の額は、総額815万5630円である。</p>	下請法第4条第1項第4号（返品の禁止）	7.8.7
12	（株）ヨドバ シカメラ に対する 件	<p>（株）ヨドバシカメラは、家庭用電気製品等の製造を下請事業者に委託しているところ、令和6年1月から令和7年3月までの間、「リベート」等の名目で、下請代金の額に一定率を乗じて得た額又は一定額を下請代金から減じていた。</p> <p>下請事業者6名に対する減額金額は、総額1349万2930円である。</p>	下請法第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）	7.9.8
13	（株）シマノ に対する 件	<p>（株）シマノは、自社が販売する自転車部品等の製造を下請事業者に委託しているところ、令和5年12月1日以降、（株）シマノが下請事業者に貸与している金型、機械装置及び工具器具（以下「金型等」という。）を用いて製造する自転車部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者121名に対し、自己のために無償で、合計4,313個の金型等を保管させるとともに当該金型等の現状確認等の棚卸作業を1年間当たり2回行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p>	下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	7.9.17

一連 番号	件名	概要	違反法条（注）	勧告 年月日
14	㈱ジェイテクトに対する件	<p>㈱ジェイテクトは、自社が販売し又は製造を請け負う自動車用部品等の製造を下請事業者に委託しているところ、下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際の振込手数料を下請事業者の負担とすることを書面で合意していたが、令和4年12月から令和6年11月までの間、㈱ジェイテクトが実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額を下請代金から減じていた。</p> <p>下請事業者374名に対する減額金額は、総額177万8634円である。</p>	下請法第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）	7.9.19
15	㈱Olympicに対する件	<p>㈱Olympicは、自社が販売する食料品等の製造又は利用者から請け負う時計の修理を下請事業者に委託しているところ、令和5年5月から令和7年4月までの間、次の(1)及び(2)の額を下請代金から減じていた。</p> <p>(1) 「割戻し」の額</p> <p>(2) 下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、㈱Olympicが実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額</p> <p>（注） 下請事業者16名に対する減額金額は、総額1727万5530円である。</p> <p>（注）下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際の振込手数料については、下請事業者の負担とすることを書面で合意していた。</p>	下請法第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）	7.9.29
16	リョーノファクトリー㈱に対する件	<p>リョーノファクトリー㈱は、自社が製造を請け負う農業機械及び建設機械を構成する部品（以下「本件部品」という。）の製造を下請事業者に委託しているところ、遅くとも令和5年10月1日以降、リョーノファクトリー㈱が下請事業者に貸与している金型、木型及び治具（以下「金型等」という。）を用いて製造する本件部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者57名（注）に対し、合計8,993個の金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p> <p>（注）本件では、下請法第2条第9項「みなし親事業者・下請事業者規定」（略称「みなし適用規定」）が適用された。</p>	下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	7.10.9
17	トヨタ自動車東日本㈱に対する件	<p>トヨタ自動車東日本㈱は、自社が製造を請け負う自動車部品等の製造を下請事業者に委託しているところ、次の(1)及び(2)の行為により、下請事業者の利益を不当に害していた。</p> <p>(1) トヨタ自動車東日本㈱は、自社が製造を委託した自動車部品の製造に用いる下請事業者所有の金型、治具その他道具類（以下「金型等」という。）を自己の承諾なしには廃棄させないようにしていたところ、遅くとも令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者10名に対し、合計440個の金型等を自己のために無償で保管させていた。</p> <p>(2) トヨタ自動車東日本㈱は、下請事業者に対して納期を定めず一括生産部品（注）の製造を委託していたところ、遅くとも令和5年8月1日から令和7年3月31日までの間、下請事業者から一括生産部品の製造が完了した旨の報告を受けた後、速やかに当該一括生産部品を受領すべきであったにもかかわらず、</p>	下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	7.10.31

一連 番号	件名	概要	違反法条（注）	勧告 年月日
		<p>下請事業者7名に対し、自社が必要とする都度、自社が必要とする数の納品を指示し、下請事業者から納品されるまで合計777個の一括生産部品を自己のために無償で保管させていた。</p> <p>（注）トヨタ自動車東日本㈱は、下請事業者とあらかじめ協議の上、製造打ち切りになるまでに必要と考えられる数の自動車部品を一括で製造させ、自社又は下請事業者が在庫を保管する制度を採用しており、この制度の対象となる自動車部品を「一括生産部品」という。</p>		
18	三菱ふそうトラック・バス㈱に対する件	<p>三菱ふそうトラック・バス㈱は、自社が販売するトラック及びバスの部品の製造を下請事業者に委託しているところ、令和6年3月1日以降、三菱ふそうトラック・バス㈱が下請事業者に貸与している金型等を用いて製造するトラック及びバスの部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者61名に対し、自己のために無償で、合計5,694個の金型等を保管させるとともに当該金型等の現状確認等の棚卸作業を1年間当たり1回行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p>	下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	7.11.13
19	㈱日幸電機製作所に対する件	<p>㈱日幸電機製作所は、自社が販売する配線用遮断器等の部品の製造を下請事業者に委託しているところ、遅くとも令和5年10月1日から令和7年7月20日までの間、㈱日幸電機製作所が下請事業者に貸与している金型及び木型（以下「金型等」という。）を用いて製造する配線用遮断器等の部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者20名に対し、合計625個の金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p>	下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	7.11.13
20	福岡ダイハツ販売㈱に対する件	<p>福岡ダイハツ販売㈱は、顧客から請け負う自動車の板金塗装等の修理業務を下請事業者に委託しているところ、遅くとも令和4年8月から令和7年4月まで、自社が請け負う自動車の修理の顧客に代車として貸し出すために、下請事業者に対し、合計76台の自動車を自己のために無償で提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p> <p>下請事業者24名に対し無償で自動車を提供させたことによる費用相当額は、総額1739万5598円である。</p>	下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	7.11.27
21	南日本運輸倉庫㈱に対する件	<p>南日本運輸倉庫㈱は、自社が荷主から請け負う食品の運送の全部又は一部を下請事業者に委託しているところ、令和6年6月から令和7年9月までの間、次の(1)及び(2)の行為により、下請代金の額を減じていた。</p> <p>(1) 「元請管理手数料」等の額を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。</p> <p>(2) 前記(1)の額を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で支払させた際に、振込手数料の額を支払わせていた。</p> <p>下請事業者6名に対する減額金額は、総額1896万4276円である。</p>	下請法第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）	7.12.4

一連 番号	件名	概要	違反法条（注）	勧告 年月日
22	㈱スニックに対する件	<p>㈱スニックは、自社が製造を請け負う自動車用部品等の製造を下請事業者に委託しているところ、</p> <p>(1) 遅くとも令和6年3月以降、下請事業者に製造を委託した自動車用部品等について、量産が終了し、発注数量が大幅に減少して1個当たりの製造に要する費用が大幅に増加することが明らかであったにもかかわらず、下請事業者10名と単価の見直しについて協議することなく、一方的に量産時の発注数量を前提とした単価で下請代金の額を定めた。</p> <p>(2) 遅くとも令和6年3月以降、㈱スニックが下請事業者に貸与している金型又は治具（以下「金型等」という。）を用いて製造する自動車用部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者14名に対し、合計880個の金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p>	<p>下請法第4条第1項第5号（買ったときの禁止）</p> <p>下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）</p>	7.12.8
23	杉本電機産業㈱に対する件	<p>杉本電機産業㈱は、自社が販売する電気設備資材等の製造を下請事業者に委託しているところ、</p> <p>(1) 令和6年4月から令和7年7月までの間、次のアからエまでの額を下請代金から減じていた。</p> <p>ア 「現金割引料」の額</p> <p>イ 「割戻」の額</p> <p>ウ 「達成リベート」の額</p> <p>エ 「カタログ掲載費用」の額</p> <p>減額金額は、下請事業者9名に対し、総額2468万9037円である。</p> <p>(2) 下請事業者に対し、下請事業者から商品を受領した後、当該商品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、令和6年4月から令和7年6月までの間、当該商品を引き取らせていた。</p> <p>下請事業者4名に対し返品した商品の下請代金相当額は、総額12万6705円である。</p>	<p>下請法第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）</p> <p>下請法第4条第1項第4号（返品の禁止）</p>	7.12.11
24	センコー㈱に対する件	<p>センコー㈱は、荷主から請け負う貨物の運送を下請事業者に委託しているところ、</p> <p>(1) 令和4年12月から令和7年11月までの間、下請事業者17名に対し、自社が管理する施設内において、自己のために無償で荷積み及び荷卸し並びにその他運送に附帯する業務を行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p> <p>(2) 令和4年12月から令和6年3月までの間、自社が貨物の荷積み又は荷卸しの準備を終えていなかったなど自社の都合により、下請事業者19名に対し、自社が管理する施設内において、自己のために無償で貨物の受渡しのための待機を長時間行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p>	<p>下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）</p>	7.12.12

一連 番号	件名	概要	違反法条（注）	勧告 年月日
25	㈱マキタ に対する 件	<p>㈱マキタは、自社が販売する電動工具の部品等の製造を下請事業者に委託しているところ、遅くとも令和6年1月1日から令和7年9月30日までの間、㈱マキタが下請事業者に貸与している金型を用いて製造する電動工具の部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者84名に対し、合計3,214型の金型を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p>	<p>下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）</p>	7.12.16
26	東洋電装 ㈱に対する 件	<p>東洋電装㈱は、自社が販売し又は製造を請け負う自動車用の電装部品等（以下「製品」という。）の製造を下請事業者に委託しているところ、</p> <p>(1)ア 下請事業者に対し、下請事業者から製品を受領した後、</p> <p>(ア) 当該製品に係る受入検査（※）を行っていないにもかかわらず、当該製品に瑕疵があること等を理由として</p> <p>(イ) 全数検査により合格とした当該製品に直ちに発見することができる瑕疵があることを理由として</p> <p>(ウ) あらかじめロット単位での抜取検査を行う当該製品に瑕疵があった場合の引取りの条件について下請事業者と合意することなく、当該検査により合格としたロット中の当該製品に直ちに発見することができる瑕疵があることを理由として</p> <p>(エ) ロット単位での抜取検査により合格としたロット中の当該製品に瑕疵がある可能性があることを理由として</p> <p>令和5年12月1日から令和7年4月30日までの間、当該製品を引き取らせていた。</p> <p>(※) 東洋電装㈱は、全数検査又は抜取検査といった受入検査を行う製品と受入検査を行わない製品に分類している。</p> <p>イ 一部の下請事業者に対し、前記アの製品を引き取らせるに当たり、返品に係る送料を負担させていた。</p> <p>ウ 返品した製品の請求代金相当額及び送料の額は、下請事業者27名に対し、総額563万20円である。</p> <p>(2)ア 遅くとも令和5年12月1日以降、東洋電装㈱が下請事業者に貸与している金型及び治工具（以下「金型等」という。）を用いて製造する製品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者57名に対し、合計907個の金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p> <p>イ 遅くとも令和5年12月1日以降、下請事業者に貸与していた当該金型等の回収に当たり、下請事業者16名に対し、合計221個の金型等の回収に係る費用を自己のために負担させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p>	<p>下請法第4条第1項第4号（返品の禁止）</p> <p>下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）</p>	7.12.24

一連 番号	件名	概要	違反法条（注）	勧告 年月日
27	東芝産業機器システム㈱に対する件	東芝産業機器システム㈱は、自社が販売し又は製造を請け負う電動機、変圧器、受配電盤、制御盤、汎用インバータ等の製品等及びその部品（以下「製品等」という。）の製造を委託していたところ、遅くとも令和6年2月1日以降、東芝産業機器システム㈱が下請事業者に貸与している金型、木型、樹脂型、治具、工具等（以下「金型等」という。）を用いて製造する製品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者47名に対し、合計1,510個の金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。	旧下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	8.1.15
28	東芝ホクト電子㈱に対する件	東芝ホクト電子㈱は、自社が販売し又は製造を請け負うマグネトロン、サーマルプリントヘッド等の製品の部品等（以下「製品等」という。）の製造を委託していたところ、遅くとも令和6年4月1日以降、東芝ホクト電子㈱が下請事業者に貸与している金型、刃型、治具及び検具（以下「金型等」という。）を用いて製造する製品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者14名に対し、合計483個の金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。	旧下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	8.1.15
29	㈱長登屋に対する件	㈱長登屋は、自社が販売する菓子等の製造を下請事業者に委託しているところ、令和6年9月から令和7年9月までの間、次の(1)及び(2)の額を下請代金から減じていた。 (1) 「値引A」（注1）の額 (2) 「値引B」（注2）の額 下請事業者13名に対し減額金額は、総額5475万5701円である。 (注1) 下請事業者に製造を委託した特定の商品の希望小売価格に一定率及び納入数量を乗じて得た金額を下請代金から差し引くもの。 (注2) 下請事業者に製造を委託した特定の商品の仕入金額に一定率を乗じて得た額を下請代金から差し引くもの。	旧下請法第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）	8.2.2
30	日産東京販売㈱に対する件	日産東京販売㈱は、自社が販売する自動車のタイヤ交換等又は自社の顧客から請け負う自動車の板金塗装等を下請事業者に委託していたところ、次の(1)及び(2)の行為により、下請事業者の利益を不当に害していた。 (1) 遅くとも令和6年8月から令和7年7月までの間、下請事業者25名に対し、2,808台の自動車の引取り又は引渡しに係る運送を自己のために無償で行わせていた。 (2) 遅くとも令和6年8月から令和7年7月までの間、下請事業者25名のうち一部のものに対し、自動車に用いる部品の引取りに係る運送を自己のために無償で行わせていた。	旧下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	8.2.20
31	㈱ティラドに対する件	㈱ティラドは、自社が製造を請け負う熱交換器の部品の製造を下請事業者に委託したところ、遅くとも令和6年1月1日から令和7年12月11日までの間、㈱ティラドが下請事業者に貸与した金型及び治具（以下「金型等」という。）を用いて製造する熱交換器の部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者43名に対し、合計4,311個の金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。	旧下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	8.2.24

一連 番号	件名	概要	違反法条（注）	勧告 年月日
32	YKK AP㈱に 対する件	YKK AP㈱は、自社が販売し又は製造を請け負う建材等又はその部品（以下「本件製品等」という。）の製造を下請事業者に委託したところ、遅くとも令和6年2月1日から令和8年1月27日までの間、YKK AP㈱が所有し又はYKK AP㈱が自社の顧客若しくはリース会社から借り受けて下請事業者に貸与していた金型、樹脂型又は木型及び下請事業者又は下請事業者の取引先が所有する金型、樹脂型又は木型（以下「金型等」という。）を用いて製造する本件製品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者67名に対し、合計4,997型の金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。	旧下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	8.3.10
33	㈱YKK AP沖縄 に対する 件	㈱YKK AP沖縄は、自社が製造を請け負う建材の部品（以下「本件部品」という。）の製造を下請事業者に委託したところ、遅くとも令和6年2月1日から令和7年3月31日までの間、下請事業者が所有する金型を用いて製造する本件部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者1名に対し、1型の金型を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。	旧下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	8.3.10
34	琉球YKK AP 工業㈱に 対する件	琉球YKK AP工業㈱は、自社が販売する建材及び工具並びにその部品等（以下「本件製品等」という。）の製造を下請事業者に委託したところ、遅くとも令和6年5月10日から令和8年1月30日までの間、琉球YKK AP工業㈱が所有し下請事業者に貸与していた金型又は樹脂型及び下請事業者が所有する金型又は樹脂型（以下「金型等」という。）を用いて製造する本件製品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者6名に対し、合計87型の金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。	旧下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	8.3.10
35	日本ト ーカンパ ック ー ジ㈱に 対する 件	日本トーカンパックージ㈱は、自社が製造を請け負う段ボール製品、紙器製品等の製造を下請事業者に委託したところ、遅くとも令和6年4月1日以降、日本トーカンパックージ㈱が下請事業者に貸与した印版及び木型（以下「印版等」という。）を用いて製造する段ボール製品、紙器製品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者132名に対し、合計7,846個の印版等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。	旧下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	8.3.13
36	㈱松尾製 作所に対 する件	㈱松尾製作所は、自社が製造を請け負う自動車用部品（以下「本件製品」という。）の製造を下請事業者に委託したところ、次の(1)及び(2)の行為により、下請事業者の利益を不当に害していた。 (1) 下請事業者に対して㈱松尾製作所が所有する金型、治具及び機械設備（以下「金型等」という。）を貸与していたところ、遅くとも令和6年6月1日以降、当該金型等を用いて製造する本件製品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者12名に対し、合計759個の金型等を自己のために無償で保管させた。	旧下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	8.3.17

一連 番号	件名	概要	違反法条（注）	勧告 年月日
		<p>(2) 下請事業者に対して製品の原材料を販売している（以下この販売された原材料を「有償支給原材料」という。）ところ、令和6年11月から令和7年7月までの間、「評価替え」として、有償支給原材料の単価改定を行い、下請事業者に対し、改定前後の単価の差額に、下請事業者が在庫として保管している有償支給原材料及び有償支給原材料を使用して製造された製品の重量を乗じて得た額の金銭を自己のために提供させた。</p> <p>下請事業者6名に対し提供させた金銭の額は、総額4495万7304円である。</p>		
37	富士通フロンテック株式会社に対する件	<p>富士通フロンテック株式会社は、自社が販売し又は製造を請け負う決済端末、業務用端末等の部品の製造を下請事業者に委託したところ、遅くとも令和6年5月以降、富士通フロンテック株式会社が管理していた金型及び治具（以下「金型等」という。）を用いて製造する決済端末、業務用端末等の部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者48名に対し、合計2,577個の金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p>	旧下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	8.3.24
38	徳島トヨタ自動車株式会社に対する件	<p>徳島トヨタ自動車株式会社は、自社が販売する中古自動車の加工及び自社の顧客から請け負う自動車の修理を下請事業者に委託したところ、次の(1)及び(2)の行為により、下請事業者の利益を不当に害していた。</p> <p>(1) 遅くとも令和6年7月から令和7年9月までの間、下請事業者6名に対し、自動車の引取り又は引渡しに係る運送2,728回を自己のために無償で行わせていた。</p> <p>(2) 遅くとも令和6年7月から令和7年9月までの間、前記(1)の下請事業者6名のうち5名に対し、自動車に用いる部品の引取りに係る運送540回を自己のために無償で行わせていた。</p>	旧下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	8.3.26
39	矢崎部品株式会社に対する件	<p>矢崎部品株式会社は、自社が親会社である矢崎総業株式会社から製造を請け負う自動車用部品（以下「本件製品」という。）及びこれに用いる部品（以下「本件部品」という。）の製造を下請事業者に委託したところ、次の(1)から(3)の行為により、下請事業者の利益を不当に害していた。</p> <p>(1) 下請事業者に対して矢崎部品株式会社が所有する金型及び治具（以下「金型等」という。）を貸与していたところ、遅くとも令和5年9月1日以降、当該金型等を用いて製造する本件製品及び本件部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者69名（注）に対し、合計5,235個の金型等を自己のために無償で保管させた。</p> <p>(2) 下請事業者との間で取引基本契約書、品質管理基準書等を取り交わし、委託に係る本件部品の各生産ロットの生産開始品、最終製品等を製造する際、本件部品と同一の物を製品サンプルとして所定の個数を併せて製造し、6か月間又は1年間保管するよう求めていたところ、遅くとも令和5年9月1日以降、下請事業者84名（注）に対し、自己のために無償で製品サンプルを製造させ、及び保管させた。</p>	旧下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	8.3.30

一連 番号	件 名	概 要	違反法条（注）	勧告 年月日
		<p>(3) 下請事業者との間で取引基本契約書、品質管理基準書等を取り交わし、委託に係る本件製品又は本件部品の製造における作業に関する記録、検査に関する記録、品質不具合に関する記録その他の品質記録に関する帳票類（以下「品質記録帳票類」という。）を書面又は電磁的記録に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）に記録された電磁的記録の形式で20年間等の所定の期間保管するよう求めていたところ、遅くとも令和5年9月1日以降、下請事業者119名（注）に対し、自己のために無償で品質記録帳票類を保管させ、及び品質記録帳票類に係る書面を電磁的記録に変換して電磁的記録媒体に記録させた。</p> <p>（注）本件では、旧下請法第2条第9項「みなし親事業者・下請事業者規定」（略称「みなし適用規定」）が適用された。</p>		

（注）実際に適用した法律等を記載しており、下請法等改正法の施行後に下請法を適用した事件は「旧下請法」と記載している。

～勧告事件の詳細は下記の公正取引委員会ウェブサイトに掲載～

<https://www.jftc.go.jp/toriteki/toritekikankoku/index.html>

令和7年度における下請法違反実例(勧告以外)

違反行為等の概要	関係法条(注)
医療用肌着の製造を下請事業者に委託しているA社は、下請事業者が製造した製品について、納期が到来しているにもかかわらず自社の保管場所の確保ができていないことを理由に受領しなかった。	下請法第4条第1項第1号 (受領拒否の禁止)
自動車の修理業務を下請事業者に委託しているB社は、下請代金の額が決定していないことを理由として、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、当該給付の受領日に下請代金を支払っていないかった。	下請法第4条第1項第2号 (支払遅延の禁止)
他社から請け負った図面作成業務を下請事業者に委託しているC社は、中元及び歳暮の時期に、下請事業者に対して自社の取引先の商品の購入を文書で要請しており、当該要請文書に「例年とおりのノルマがあります」等と記載していた。	下請法第4条第1項第6号 (購入・利用強制の禁止)
金属製品等の製造を下請事業者に委託しているD社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、製造加工し、納品するまでの期間を考慮せずに下請代金の支払制度と有償支給原材料の対価の決済制度を設定しているため、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料の対価を決済することにより、下請事業者の利益を不当に害していた。	下請法第4条第2号第1号 (有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止)
貴金属製品の加工を下請事業者に委託しているE社は、下請代金の支払につき、手形期間が60日を超える(100日)手形を交付していた。	下請法第4条第2項第2号 (割引困難手形の禁止)

(注) 実際に適用した法律等を記載している。

**業界団体に対する要請
(関係省庁と連携した取組の例)**

件名	措置の内容	関係省庁との連携の内容
(株)ヨドバシカメラ に対する件	<p>勧告 (令和7年9月8日公表)</p> <p>※中小企業庁長官からの措置 請求案件</p>	<p>●経済産業省との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 公正取引委員会及び中小企業庁の連名で家電量販店向けに注意喚起文書を作成し、経済産業省から一般社団法人大手家電流通協会等へ周知 ➢ 一般社団法人大手家電流通協会主催取適法セミナーでの講演
トヨタ自動車東日本(株)に対する件	<p>勧告 (令和7年10月31日公表)</p>	<p>●経済産業省との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 一般社団法人日本自動車工業会に対し、法令遵守の徹底等を要請
三菱ふそうトラック・バス(株)に対する件	<p>勧告 (令和7年11月13日公表)</p> <p>※中小企業庁長官からの措置 請求案件</p>	
(株)スニックに対する件	<p>勧告 (令和7年12月8日公表)</p> <p>※中小企業庁長官からの措置 請求案件</p>	<p>●経済産業省との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 一般社団法人日本自動車工業会、一般社団法人日本自動車部品工業会及び一般社団法人日本自動車車体工業会に対し、法令遵守の徹底等を要請
日産東京販売(株)に対する件	<p>勧告 (令和8年2月20日公表)</p>	<p>●経済産業省との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 一般社団法人日本自動車販売協会連合会に対し、法令遵守の徹底等を要請

措置件数（8,300件）の都道府県ごとの内訳

[単位：件]

令和7年度		令和6年度	
地区	都道府県	件数	件数
北海道地区	北海道	257	261
東北地区	青森県	44	36
	岩手県	48	61
	宮城県	101	100
	秋田県	37	37
	山形県	82	71
	福島県	84	78
東北地区計		396	383
関東甲信越地区	茨城県	133	113
	栃木県	88	77
	群馬県	122	109
	埼玉県	330	293
	千葉県	172	161
	東京都	2,611	2,701
	神奈川県	481	482
	新潟県	181	134
	山梨県	47	29
	長野県	160	165
関東甲信越地区計		4,325	4,264
中部地区	富山県	73	71
	石川県	86	64
	岐阜県	78	113
	静岡県	160	145
	愛知県	366	360
	三重県	59	54
中部地区計		822	807

令和7年度		令和6年度	
地区	都道府県	件数	件数
近畿地区	福井県	50	35
	滋賀県	73	52
	京都府	132	148
	大阪府	714	767
	兵庫県	214	231
	奈良県	31	29
	和歌山県	35	24
	近畿地区計		1,249
中国地区	鳥取県	31	36
	島根県	51	43
	岡山県	124	114
	広島県	181	204
	山口県	53	70
	中国地区計		440
四国地区	徳島県	41	34
	香川県	75	72
	愛媛県	62	69
	高知県	28	28
四国地区計		206	203
九州地区	福岡県	255	253
	佐賀県	37	38
	長崎県	37	41
	熊本県	66	63
	大分県	51	33
	宮崎県	35	29
	鹿児島県	44	43
	九州地区計		525
沖縄地区	沖縄県	80	80
全国計		8,300	8,251

(注) 措置を採った委託事業者の本社所在地により区分している。

取引適正化協力委員から寄せられた主な意見

1 取適法施行に向けた準備状況等について

- 今は商品の価格交渉を求めれば、どこも門前払いせず、一昔前とは比べものにならないくらいのスピード感で価格協議に対応してくれている。(金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業)
- 価格協議に応じない姿勢の会社はほとんどいなくなり、価格協議自体には応じてくれるようになった。(金属用金型・同部分品・附属品製造業)
- 客先に協議を求めても拒否されるというケースはなくなった。エビデンスに基づき協議を求めれば、話を聞いてもらえる。(電気めっき業)
- 発注者側が、協議に応じない、説明せずに一方的に代金を決定するという事例は出ていない。値上げを引き延ばされるということもない。(受託開発ソフトウェア業)
- 令和8年1月の支払から、急に現金(振込)に変わったところが多く、当社の資金繰りには余裕が生じた。(機械用銑鉄鋳物製造業)
- 取適法に該当する取引も該当しない取引も、現金での取引となった。これは、取適法への対応がされた結果かと理解している。(ビルメンテナンス業)
- 当社の場合、中小受託取引については全額現金で支払いを受けることができる。計画的に代金が回収できるようになり経営計画を立てやすくなるので、大変ありがたい。(食料品製造業)
- 手形払いのように受け取ってから現金化するまでに期間を要すことなく、納入後60日以内の短期間で現金を回収できるため、資金繰りが改善でき、手元資金に余裕ができるだろう。(食料品製造業)
- 当社は、従前は資金繰りのために、手形や電子記録債権の割引手数料を支払って満期前に割り引くことがあった。以前の金利が安い頃であれば、割引手数料も少額であったが、金利の上昇により割引手数料を負担に感じていたため、60日以内に代金が満額手に入るのは資金繰り改善につながり大変ありがたい。(一般貨物自動車運送業)

- 最近は、下請法の改正を見越して振込手数料を負担してくれる発注者が増えてきており、法改正の影響を強く感じているところである。(受託開発ソフトウェア業)
- 振込手数料についても、全て先方負担となっており、少額ではあるが、非常に助かっている。(ビルメンテナンス業)
- 振込手数料についても以前は当社負担というものもあったが、現在は発注者負担となっている。このあたりは、発注者の取適法への対応の結果ということだと思ふ。(輸送用機械器具製造業)
- システム部門は、人件費が原材料費に相当するのだが、労務費を転嫁することは難しい。(情報通信機械器具製造業)
- エビデンスを出しにくい部分はあるが、類似品の話をしたり、材料メーカーの価格アップの資料を見せたり、人件費も上がっているといった市況状況も踏まえて交渉している。(金属用金型・同部分品・附属品製造業)
- 世の中的に労務費が上昇しているが、実際に価格転嫁できているのは一部にとどまると思う。当社が価格交渉を申し出ても競合他社は据え置いていると言われ、価格転嫁がうまくいっていない。(道路貨物運送業)
- 労務費指針が公表される以前は、労務費は自助努力で吸収していたが、公表以後は、連合が公表している賃上げ統計をベースに価格転嫁のお願いをして、取引先からの理解を得て、認めてもらっている。(輸送用機械器具製造業)
- 価格転嫁が実現できている一方で、原価低減活動がしばしば行われる。(溶融めっき業)
- 発注者との価格交渉において、原材料費等の上昇分は値上げを認められるが、人件費、光熱費等の上昇分については安易には認められない。(金属プレス製品製造業)
- 委託事業者は、同業他社から見積りを徴収し、その金額を基に値下げ交渉を行ってくる。他社に仕事を取られて受注がなくなるよりいいと考え、受注するようにしている。(金属工作機械製造業)
- 「働き方改革で従業員の賃金を上げる必要があるので値上げさせてほしい」と説明して、値上げ要請を受け入れてくれる取引先の方が多い。(小売業)

- 要望どおりにすんなり上げてくれるところはごく少数である。(輸送用機械器具製造業)

2 物流事業者との取引について

- 3～4年前から様々な省庁が施策に取り組み始め、公正取引委員会においても企業取引研究会を開催し、相当踏み込んだ報告書が出来上がり、荷主と元請運送事業者間の運送委託取引も取適法の適用対象に加えられることとなった。ありがたい話である。公正取引委員会は、荷主に対して、効果的な施策を打ち出せる役所なので、今後とも、運送業界に対する指導をお願いしたい。(道路貨物運送業)
- 荷待ちをさせる着荷主は、運賃を直接請求されるわけではないので、荷待ち行為によって運送事業者に余計な負担が発生することに無頓着なのではないかと思う。(道路貨物運送業)
- 発荷主が規制の対象となることは大変ありがたいと感じている。(運輸業)

3 知的財産取引等について

- 取引の前段階の打合せを行う際、ノウハウを持っていかれたりすることが頻繁にある。特許取得による権利化までは難しいが、手の内を見せすぎないように気を付けている。(情報処理サービス業)
- 当社がメーカーから委託を受けて行っていた作業を当該メーカーに複製され内製化されてしまったという事案があった。(溶融めっき業)

4 公正取引委員会への意見・要望

- 大企業にアプローチして指導・勧告することが最も効果があると思われる。金型の保管料についても、メディアに取り上げられたことで適正化したのだと思う。(情報通信機械器具製造業)
- メディアなどと連携しながら取適法の普及啓発をしていただくとともに、サプライチェーン上流の企業が中小企業を下支えできるよう導いてほしい。(金属用金型・同部分品・附属品製造業)
- サプライチェーン上流の大企業に対して、取引適正化を啓蒙することが最も効果があると思う。(金属用金型・同部分品・附属品製造業)

- 労務費指針の内容をサプライチェーン上流企業の上層部だけでなく末端の担当者レベルまで理解できるよう周知してもらうことが必要である。(金属加工機械製造業)

- 我々としても会議等を開催しノウハウを蓄積した上で、丁寧に価格転嫁を進めていきたい。(卸売業)

- 何が取適法上問題になるかを事業者に周知するには、違反事件の公表が非常に効果的である。(印刷業)

- 中小企業間の取引も取適法適用対象とした法律の整備をお願いしたい。(造作材製造業)